

第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針

計画前半期に引き続き、以下の基本方針に基づき、循環型社会の形成に向けた活動を行います。

基本方針1 循環型社会の形成推進

構成市の行う排出抑制や資源化の取り組みに対する適切な情報のフィードバックを行うとともに、前半期に着手した民間事業者と連携した中間処理段階における剪定木等の資源化をより一層促す等、収集・運搬から中間処理・最終処分までを含めた中で最適な資源化の方法を見出し、最終処分量全体の低減を図ります。

焼却施設の維持管理にあたっては、施設運転の効率化により省エネルギー化を推進し、ごみ発電、余剰蒸気エネルギーの有効利用等、環境負荷の低減を図るとともに、売電収入の確実な確保を目指します。

また、中間処理施設更新を見据えた長期的視野に立脚し、最適なごみ処理のあり方や処理技術・資源化技術についての調査研究と検討を行います。

基本方針2 適正な中間処理及び最終処分の推進

焼却施設の適正な維持管理を行い、事業系不適物の搬入対策を確実に実施することで、ごみを安全かつ適正に処理します。

施設延命化のための基幹的設備改良事業については、2019(平成31)年度～2021年度に工事を行っていきます。

瀬戸市北丘町に位置する最終処分場での埋立物の飛散防止対策や浸出水の高度処理などの環境対策を実施し、適正な最終処分を行います。最終処分場周辺の環境調査と結果の公表を通じて最終処分場周辺の住民との情報共有を図ります。

また、最終処分場の延命化を図るため、費用対効果の検証を継続し、計画的に ASEC 等への搬出を行います。

災害時に備えたごみ処理体制の確保、適正処理困難物への対応（前半期に受け入れを開始したコンクリートブロック、タイル、レンガ等に引き続き、新たな品目への対応）についても検討を行います。

基本方針3 市民・事業者がごみに関心を持ち行動するための働きかけ

構成市におけるごみ減量は、市民一人ひとりの日常生活や事業活動の中で、ごみを減らす意識を持ち、行動することが重要です。構成市が市民や事業者と共にごみを減らす取り組みを、情報提供や啓発活動を通して推進します。

2. 目標設定

2.1 計画期間

現行計画が2014(平成26)年度から2023年度の10カ年の計画であることを受け、計画前半期を引き継いだ2019(平成31)年度から2023年度までの5カ年の計画とします。

2.2 数値目標の設定

本組合の主たる業務は中間処理及び最終処分であり、ごみの発生抑制、リサイクルに関しては主に構成市が担っています。そのため、計画の進捗状況の評価を行うための指標としての数値目標は、以下の「最終処分量」及び「本組合の最終処分場の残余率」とします。

国(環境省)は2018(平成30)年6月に第4次循環型社会形成推進計画を策定し、従来に比べてより厳しい目標を設定しました。最終処分量の数値目標の設定に当たり、ごみ排出量、家庭系ごみ量、事業系ごみ量が国の2025年度の目標値を達成するように設定し、現状のごみ処理フローを前提にシミュレーションした結果、計画目標年度の2023年度に目指すべき最終処分量を8,391tとしました。

図表4-1 本計画の数値目標

項目	目標値 (2023年度)	現状値 (2017(H29)年度)
最終処分量(地区外搬出を含む)	8,391t	9,165t
最終処分場残余率	61%	69.7%

※目標値の最終処分量は2000(H12)年度12,414tに対して、32.4%減である。

※最終処分場残余率は2015(H27)～2017(H29)年度の区域内処分率、比重の平均を用いて算出した。

上記の目標設定で前提としたごみ排出量、家庭系ごみ量、事業系ごみ量は以下のとおりです。この3つの指標をモニタリング指標として設定します。

図表4-2モニタリング指標の設定

項目	本組合		国の目標値 ^{※1} (2025年度 2000(H12) 年度比)
	指標値 (2023年度)	基準値 (2000(H12) 年度)	
ごみ排出量 (資源ごみ・集団回収除く)	619g/人・日	924g/人・日	28%減 ^{※2}
家庭系ごみ量 (資源ごみ・集団回収除く)	472g/人・日	682g/人・日	33%減
事業系ごみ量	14,712t	21,780t	39%減

※1:「国の目標値」における2000年度の基準値は第3次循環型社会形成推進計画の値を用いた。

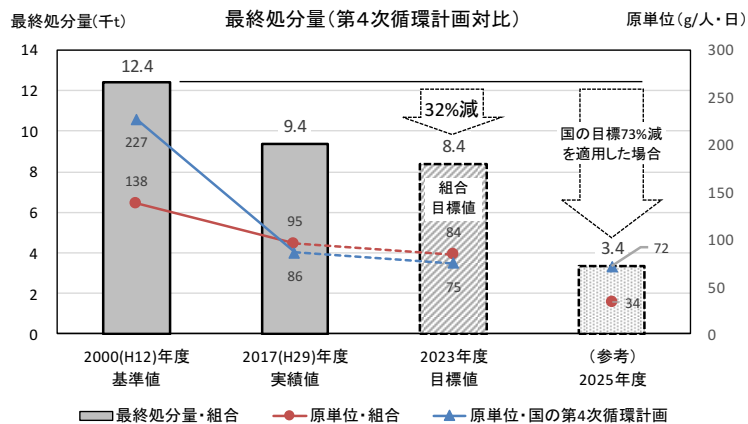
※2:「1人1日当たりごみ排出量」の国の目標値には資源ごみ・集団回収を含む。

上記のごみ排出量の指標値は、国の目標値から算出した値をやや上回る削減率としています。なお、この方法で算出した本組合の最終処分量の目標値は、2000(平成12)年度対比で32.4%減であり、第4次循環型社会形成推進計画が示す削減目標の73%減に及びません。しかしなが

ら、目標設定の前提となる基準年度（2000（平成12）年度）の最終処分率を比較すると、本組合が12.2%であるのに対し、全国平均は20.1%であり、基準年度の最終処分率が大きく異なっています。また、目標年度（2023年）における1人1日当たりの最終処分量を国の目標値と比較すると、国の目標値から算出した値が75gに対し、本組合の値は84gとなっています。以上より、算出した目標値が国の計画と比べて妥当な水準であると判断しました。

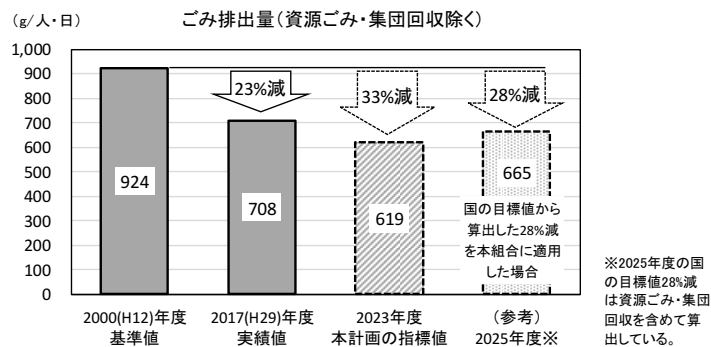
最終処分量の数値目標と、モニタリング指標の関係は以下のとおりです。

図表4-3 目標値の構成

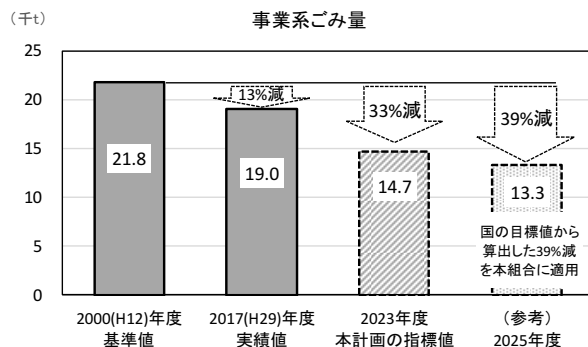
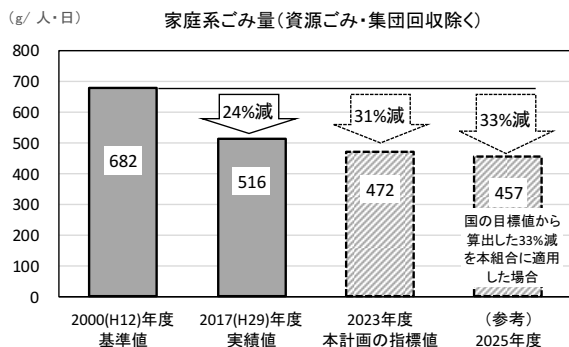


※2025年度の値は第4次循環型社会形成推進基本計画における国の目標値を仮に適用した場合の参考値を示す

モニタリング指標（第4次循環計画対比）



※2025年度の国の目標値28%減は資源ごみ・集団回収を含めて算出している。



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）及び本組合「事業の概要」より

3. 目標達成のための施策

3.1 ごみ減量と適正処理の推進のための施策

計画前半期での実績を受けて、本計画で取り組む施策を以下に示します。

●基本方針1：循環型社会の形成推進

基本施策1-①：発生抑制・資源化促進のための働きかけ

構成市の行う発生抑制・資源化の取組みが、中間処理・最終処分までを含めた適切な形で検討できるような情報提供等の働きかけを行います。

施策No.1、No.2の取組みは、計画後半期も継続していきますが、2019(平成31)年度から実施する基幹的設備改良事業に向け、具体的な取組みの充実を図ります。

施策No.1については、年3回の推進会議に加え、実務担当者会議等を開催し、構成市への情報提供の場を増やすことで更なる連携を図ることを検討していきます。

また、施策No.2については、2017(平成29)年2月に構成市市民へ向けた情報交換会を実施しました。計画後半期では、より一層のごみ減量・資源化及び適正分別の徹底を目標として、構成市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に向けた情報提供や指導を実施することを検討していきます。

No.	具体的な取組み	実施時期	
		2014(H26)～ 2018(H30)	2019(H31)～ 2023
1	中間処理・最終処分状況の構成市への情報提供	推進会議年3回 →	推進会議年3回 実務担当者会議等
2	構成市の市民同士の情報交換会等の開催	年1回 →	→

基本施策1-②：新たな資源回収システムの検討

民間資源化施設と連携した剪定木の資源化に加え新たな資源回収システムを推進します。

施策No.3の取組みでは、2017(平成29)年度の剪定木、草搬入量が2014(平成26)年度の搬入量と比較して4割弱減少しています。今後も、窓口や電話対応時等に、民間資源化施設の利用案内を積極的に実施し、剪定木等の資源化の促進に寄与していきます。

施策No.5は、前半期期間に焼却灰の資源化の手法を検討し、一定の結論を得たことを受け、計画後半期では、落じん灰からの有用金属の回収に着目し、具体的な運用方法や費用対効果について検討していきます。

No.	具体的な取組み	実施時期	
		2014 (H26)～ 2018 (H30)	2019 (H31)～ 2023
3	構成市との協働により剪定木の排出者に対し民間資源化施設の活用を促進	通年	→
4	搬入された剪定木及び木製家具の資源化検討	→	完了
5	焼却灰の資源化の検討（エコセメント化等）	随時	→

基本施策 1-③：最適なごみ処理のあり方等の調査研究・検討

中間処理施設更新を見据えた長期的視野に立脚し、計画前半期に引き続き、最適なごみ処理のあり方や処理技術・資源化技術について調査研究と検討を行います。

なお、施策No. 7については、愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づき、瀬戸市、尾張旭市、長久手市、日進市、みよし市、東郷町、尾三衛生組合及び本組合で構成する尾張東部・尾三地域広域化ブロック協議会において、今後も継続して検討を進めていきます。

No.	具体的な取組み	実施時期	
		2014 (H26)～ 2018 (H30)	2019 (H31)～ 2023
6	最適なごみ処理のあり方や処理技術・資源化技術についての基礎調査（生ごみのバイオガス化等の検討・プラスチックごみの処理のあり方の検討等）	→	→
7	ごみ処理広域化の検討	→	→

基本施策 1-④：高効率なエネルギー回収の実施

焼却施設の維持管理における省エネルギーを推進し、ごみ発電の安定的な実施と売電収入の確保を行ってきました。計画後半期でも前半期同様継続していきます。

施策No. 9は、2018(平成30)年度まで検討を継続しましたが、改良事業の仕様が決定したことを受け、具体的な取組みは完了となります。

No.	具体的な取組み	実施時期	
		2014 (H26)～ 2018 (H30)	2019 (H31)～ 2023
8	施設の省エネルギー化	→	→
9	基幹的設備改良事業における施設の高効率化の検討	→	完了

●基本方針 2：適正な中間処理及び最終処分への推進

基本施策 2-①：適正な中間処理の推進

適正な中間処理を推進するための施策について、計画後半期も継続して焼却施設の適正管理を行い、安定したごみ処理を推進していきます。

事業系不適物の搬入対策については、施策No. 11及びNo. 12の取組みを実施しているものの、飛躍的な改善が見られていないことから、計画後半期においても施策No. 12「監視機能強化の検討」を継続して行い、事業系不適物が搬入されない体制作りを目指します。

各種法令に基づく環境調査の実施と結果の公表は継続していきます。

No.	具体的な取組み	実施時期	
		2014 (H26)～ 2018 (H30)	2019 (H31)～ 2023
10	法令遵守の維持管理の実施と環境調査結果の公表	→	
11	事業系不適物混入に対するごみ搬入検査の実施	→	
12	事業系不適物混入に対する監視機能強化の検討	→	→
13	基幹的設備改良事業に関連する計画の策定と実施	→	→
14	中間処理施設更新の調査・検討		→

基本施策 2-②：適正な最終処分の実施

計画後半期も継続して実施し、最終処分場の適正管理を行うとともに、埋立物の飛散防止や浸出水の高度処理等の環境対策を推進していきます。

運営にあたっては、効率的な運営手法の検討を行います。また、最終処分場周辺の環境調査の実施及び結果の公表を継続していきます。

No.	具体的な取組み	実施時期	
		2014 (H26)～ 2018 (H30)	2019 (H31)～ 2023
15	法令遵守の維持管理の実施と環境調査結果の公表	→	
16	費用対効果の検証に基づくASEC等の活用による 最終処分場の延命化	→	

基本施策 2-③：災害時に備えたごみ処理体制の検討

南海トラフ地震などの広域的な災害の際の一般廃棄物処理業務の業務継続計画について検討します。本組合の事業継続計画は、各構成市の災害廃棄物処理計画を受けて、2019(平成31)年度以降に作成する予定です。

計画をより実践的なものとするため、本施策は計画後半期も継続し、本組合職員を対象とした教育訓練の実施などを検討します。

No.	具体的な取組み	実施時期	
		2014(H26)～ 2018(H30)	2019(H31)～ 2023
17	事業継続計画(BCP)の作成	→	→

基本施策 2-④：適正処理困難物への対応の検討

計画前半期では、本組合で受け入れを行っていない適正処理困難物(コンクリートブロック・タイル・レンガ等)について、受け入れ基準を見直し、本組合での処理を開始しました。

近年は、リチウムイオン電池が原因と思われる小火の多発と、排ガス中の水銀濃度の基準達成が、施設運営の中での大きな課題となっています。計画後半期では、リチウムイオン電池や水銀含有廃製品(水銀体温計、水銀使用血圧計、蛍光灯など)が、本組合に持ち込まれないような仕組みづくりについて、構成市との協議を進めていけるよう取り組んでいきます。

No.	具体的な取組み	実施時期	
		2014(H26)～ 2018(H30)	2019(H31)～ 2023
18	受け入れ基準の見直しと処理委託の検討	→	→

●基本方針3：市民・事業者がごみに関心をもち行動するための働きかけ

基本施策3-①：環境教育・環境学習に対する支援

ごみ減量や分別に対する理解を深めるため、小学生や構成市市民を対象とした施設見学の受け入れやごみ関連環境教育イベントへの参加等、ごみ処理施設の視点からごみの諸問題に対する啓発活動を今後も継続します。

一方、計画後半期期間内である2020、2021年度には、基幹的設備改良事業を実施するため、施設見学の受け入れが難しくなることが見込まれることから、施策No. 19では、施設見学に代わる啓発方法を検討・準備していきます。

No.	具体的な取組み	実施時期	
		2014(H26)～ 2018(H30)	2019(H31)～ 2023
19	社会見学の受け入れと施設見学案内の充実	通年 →	新たな啓発の検討 →
20	ごみ関連環境教育イベント等の開催	随時 →	

基本施策3-②：ごみ処理に関する情報の発信

ホームページ等を活用し、ごみの現状やごみ処理に関する情報を広く発信しており、計画後半期でも施策No. 21を継続して実施していきます。

No.	具体的な取組み	実施時期	
		2014(H26)～ 2018(H30)	2019(H31)～ 2023
21	ホームページを活用したごみ搬入量や進行管理のための モニタリング指標等の情報発信	通年 →	→

3.2 中間処理計画

中間処理では、搬入された廃棄物をできる限り資源化すると共に、可燃物の焼却処理を行い、最終処分量の削減に努めます。

延命化により使用目標年次を延長する方針となった焼却施設に関しては、次期施設更新に向けた広域化の検討及び処理方式の調査研究を行います。

3.2.1 中間処理の主体

中間処理は、基本的には現行と同様に本組合が実施するものとします。

処理の対象は可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみとし、ごみの種類ごとの中間処理は以下のとおりとします。

図表4-4 ごみの種類ごとの中間処理

ごみの区分		処理方法	処理施設
可燃ごみ		焼却	焼却施設
不燃ごみ		破碎・選別	粗大ごみ処理施設
粗大ごみ	可燃	破碎・選別・焼却	焼却施設
	不燃	破碎・選別	粗大ごみ処理施設

3.2.2 中間処理の方法及び量

不燃ごみ及び粗大ごみは破碎処理し、可燃性破碎残渣、不燃性破碎残渣、資源物に選別します。可燃性破碎残渣及び可燃ごみは焼却施設で焼却処理を行います。また資源物は売却します。

設定した目標を達成した場合の、焼却施設での中間処理量を試算した結果は下表のとおりです。目標年次である2023年度における焼却量は60,699t、焼却後の残渣量は7,937tと想定されます。

図表4-5 目標を達成した場合の焼却施設への搬入量及び焼却残渣量

ごみの区分	2023年度	2017(平成29)年度	2012(平成24)年度
合計焼却量	60,699t	68,608t	69,061t
可燃ごみ	59,113t	66,845t	67,596t
可燃性破碎残渣	1,586t	1,763t	1,465t
焼却残渣量	7,937t	8,649t	9,554t

※可燃ごみは紙類抜き取りを除く。

同じく、目標を達成した場合の粗大ごみ処理施設での処理量は下表のとおりであり、目標年次である2023年度における破碎処理量は2,729tとなります。また、可燃性破碎残渣、不燃性破碎残渣、資源物のそれぞれの処理量は表に示すとおりです。

図表4-6 目標を達成した場合の粗大ごみ処理施設の処理量

ごみの区分	2023年度	2017(平成29)年度	2012(平成24)年度
破碎処理量	2,729t	3,094t	2,829t
可燃性破碎残渣	1,586t	1,763t	1,465t
不燃性破碎残渣	443t	495t	663t
資源物	690t	809t	702t
破碎不適物	11t	22t	0t

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※2017(平成29)年度の内訳には名古屋市の引き取り分は含まない。

3.2.3 適正処理困難物に関する事項

適正処理困難物は、破碎や焼却、埋め立てが困難であったり、引火性・有毒性などの作業上の危険性のあるごみのことです。本組合では2017(平成29)年度より、コンクリートブロック、レンガ等の受け入れを試験的に開始しましたが、その他の適正処理困難物については受け入れ基準の見直しや専門処理業者への処理委託に関する検討を行います。

3.3 最終処分計画

最終処分では、資源化・中間処理により減量化を図った上で最終的に残ったものを、最終処分場に埋め立てることで無害化、安定化を図ります。

最終処分場の運営にあたっては、浸出水処理施設の適切な管理をはじめとして周辺環境への影響の低減に十分注意し、住民の理解と信頼を得るよう努めます。

3.3.1 最終処分の主体

最終処分は、現行と同様に本組合が実施するものとします。

3.3.2 最終処分の方法及び量

最終処分の対象は中間処理の残渣で、焼却残渣、飛灰及び不燃性破碎残渣等です。

2017(平成29)年度は、最終処分量のうち35%は北丘最終処分場に、65%はASECに埋め立て処分されています。

設定した目標を達成した場合の最終処分量は下表のとおりとなります。目標年次である2023年度における最終処分利量は8,391tと想定されます。

図表4-7 目標を達成した場合の埋立処分量

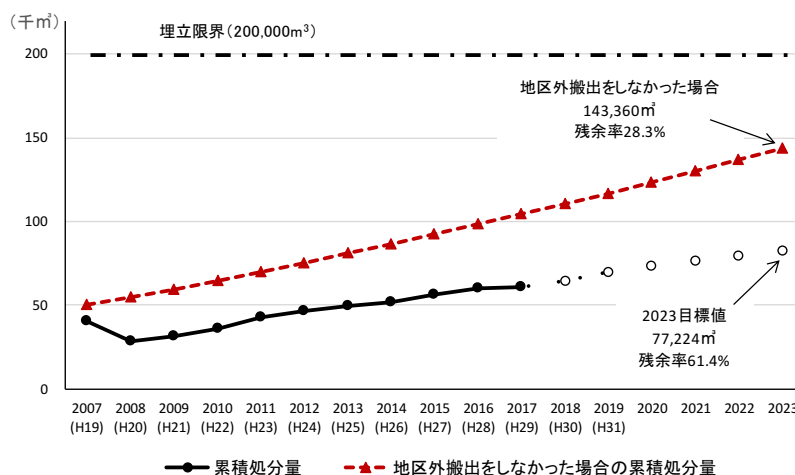
ごみの区分	2023年度	2017(平成29)年度	2012(平成24)年度
最終処分量	8,391t	9,165t	10,217t
内焼却残渣	7,937t	8,648t	9,554t
内不燃性破碎残渣	442t	495t	663t
破碎不適物	11t	22t	0t

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

構成市の減量目標が達成され、かつ、過去の趨勢から予測した場合、2023年度における最終処分場の残余率は約61%になると想定されます。

搬入されるごみ量の推移やごみ質の変化による焼却残渣率の変動の見極めと、費用対効果の検証に基づき、可能な限りの埋立残余容量の確保に努めます。

図表4-8 目標を達成した場合の最終処分場の累積処分量



4. 計画の推進と進行管理

4.1 推進のための体制

尾張東部衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の推進は、構成市が参画する尾張東部衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画推進会議における検討・審議を経て本組合が行います。

尾張東部衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画推進会議は「尾張東部衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画推進会議設置要綱」に基づいて設置されている組織で、施策の進行管理についての助言等を行います。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画推進会議では、構成市の課題等についても、必要に応じて検討を行うことができます。また、専門的な問題に関して適宜個別プロジェクトを立ち上げ、調査・検討等を行うこともできます。

4.2 施策の進行管理

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画推進会議は、計画に掲げられた目標が最終年次において達成されるよう、数値目標の進捗状況や施策の実施状況などについて点検・評価し、今年度及び次年度の本組合が行う事業について助言等を行います。

施策の進行管理は概ね以下のような手順で行います。ただし、具体的な時期等については本組合のスケジュールに合わせて行うこととします。

① 本組合による前年度事業の進捗状況の把握（4～5月）

数値目標の現状値等について、進捗状況のとりまとめを行います。

② 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画推進会議による点検・評価（5～2月）

前年度の目標値達成状況及び事業実施状況について報告を受け、未達項目については対策等を助言します。また今年度の事業計画について報告を受け、以上を踏まえて次年度の計画に対して助言を行います。

③ 本組合による今年度事業の改善及び次年度以降の事業の計画立案（8～2月）

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画推進会議からの助言を受けて、今年度事業のうち可能なものについては改善を図り、取組みに反映します。また次年度以降の事業計画について、助言を反映して立案します。

④ 次年度計画の報告及び今年度事業の中間報告（8～2月）

次年度の計画の報告及び今年度の事業実施状況の中間報告を受け、それに対する助言を行います。

図表4-9 進行管理スケジュールのイメージ

